

蓬萊橋右岸「水辺イベント」企画提案の募集について ～水辺空間での新たな取り組みのアイデアと実施者を募集～

1 目的

島田市では、蓬萊橋右岸側の高水敷等の河川空間を活用したカフェ、バーベキュー、キャンプなどの運営について、河川敷地占用許可準則の都市・地域等再生利用区域（※1）を活用した官民連携事業を模索します。

蓬萊橋右岸は、プレイベント（社会実験）や大井川蓬萊橋右岸かわまちづくり計画（※2）に基づき、令和4年度から8年度までの5年間で整備を行います。

そのため、令和3年度は、整備を行う前のプレイベント（社会実験）を実施します。プレイベント（社会実験）は、アウトドアイベントなどを行う民間事業者等を募集し、「水辺の使い方の検証」「民間事業者等との協力・連携」を目的に実施します。あわせて、「憩いと賑わいのある水辺空間」の創出を推進します。

※1 都市・地域再生等利用区域とは、河川占用許可準則における特例により、地方公共団体からの要望を踏まえ、河川管理者が「都市・地域再生等利用区域」に指定すれば、占用条件を緩和して、カフェ、バーベキュー、キャンプなどについて民間事業者等への占用許可も可能となる制度です。

※2 かわまちづくり支援制度とは、地域の「かわまちづくり」の取り組みを河川管理者が支援する制度です。推進主体（島田市や島田市大井川ミズベリング協議会）は「かわまちづくり計画」を河川管理者と共同で作成し、河川管理者は支援制度に登録された当該計画に基づき、必要なソフト施策・ハード施策の支援を行います。

整備のイメージ



2 募集内容

蓬莱橋右岸側の高水敷等の河川空間を活用したカフェ、バーベキュー、キャンプなどのプレイベント（社会実験）の企画提案を募集します。

3 応募者

民間事業者等

4 応募条件

(1) プレイベント（社会実験）では、大井川流域で生産または企画し販売されている産品等を取り扱うこと。

(2) 島田市大井川ミズベリング協議会と協力・連携すること。

※島田市大井川ミズベリング協議会は、蓬莱橋周辺地区をはじめとした島田市大井川の水辺空間の適正かつ公平な利用を確保し、市民の憩いの場、にぎわいの場を創出することを目的として、地元自治会等、島田市観光協会、島田商工会議所、島田市商工会、島田市、国土交通省静岡河川事務所などで組織しています。

5 提出書類

(1) 企画提案書（様式1号）

(2) 暴力団排除に関する誓約書（様式2号）

6 提出先及びお問い合わせ先

島田市役所 観光課 観光施設係

〒427-8501 島田中央町1番の1

電話：0547 - 36 - 7394

FAX：0547 - 37 - 8200

E-mail：kankou@city.shimada.lg.jp

なお、提案内容や事前相談、問い合わせを随時受け付けています。

7 受付期間

令和3年7月1日（木）から8月31日（火）まで

※随時受付

8 企画提案後のスケジュール

(1) 事務局等において、審査基準に基づき、企画提案書の審査（内容に確認がある場合はヒアリング）を行い、候補者を決定します。受付期間中において、随時審査を行います。審査の期日は、事務局にて決定します。なお、審査の経過や内容、結果についての問い合わせには、一切応じません。審査を実施した結果、一定の基準に達した応募者がいないときは、選定しない場合があります。

(2) 企画提案事業について、島田市大井川ミズベリング協議会等と連携・協力しながら実施の調整を行います。

(3) 企画提案事業の実施期間については、企画提案書を受理した先着順により決定します。

(4) 実施後、アンケートや収支報告などの実績報告書を提出していただきます。

9 審査基準

次の項目について、総合的に審査します。

(1) 地域、事業への理解度及び貢献度

- ・憩いと賑わいのある水辺空間の創出を推進する内容であるか。
- ・島田市の活性化に寄与できる内容であるか。

(2) 周辺環境への配慮、公共空間の適正管理

- ・騒音対策、煙害、におい、清掃、ゴミ処分など周辺環境へ配慮することが企画提案書で確認でき、適切であったか。
- ・実施期間後、原状回復することが企画提案書で確認でき、適切であったか。

(3) 利用者への配慮と安全性

- ・事故等の対応について、企画提案書で確認でき、適切であったか。

(4) 洪水時の施設撤去

- ・洪水時の撤去に関する計画があり、対応が可能な体制等が明記されているか。

10 社会実験の費用

(1) 主催者にご負担いただきます。

(2) 会場となる右岸側の河川区域の使用料は無料です。

(3) イベント等の参加料・販売収入などは、全て主催者の収入としていただいて結構です。

(4) 島田市及び関係各所のオウンドメディアやプレスリリースなどでPRを行います。

11 留意事項

(1) 提出された企画提案書等は返却しない。

(2) 企画提案書等の作成、提出等に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

(3) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。

(4) 提出された書類は島田市情報公開条例および島田市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。

(5) 企画提案書等の作成のために島田市より受領した資料は、島田市の許可なく公表又は使用することはできない。

(6) 提案者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

(7) 企画提案の著作権等については、島田市に帰属するものとする。

(8) 業務の履行にあたり、島田市と十分な打ち合わせを行い進めること。また、知識を有する者を配置すること。

(9) 広場等に危険物を持ち込まないこと。

(10) 当該活動に係る参加者の整理及び安全確保を行い、広場等の周辺の歩行者及び車両の通行を妨げないように配慮すること。

(11) 第三者とのトラブル及び事故は、使用者が責任をもって処理し、又は解決すること。

- (12) 高水敷等を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならないこと。
- (13) 高水敷等の使用に際し、必要に応じて消防署、警察署、保健所等へ適正な届出等を行うこと。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。
- (15) 記載されていない事項で、業務実施上必要と認められる事項にあつては、島田市との協議を要するものとする。

様式第 1 号

蓬莱橋右岸「水辺イベント」企画提案書

年 月 日

島 田 市 長
(産業観光部観光課)

住 所 (法人その他の団体にあつては、そ
の主たる事務所の所在地)
申請者 氏 名 (法人その他の団体にあつては、そ
の名称及び代表者の氏名)
電話番号

- 1 事業の名称
- 2 事業の内容
- 3 希望する場所
- 4 実施する期間
- 5 運営体制
- 6 審査基準への配慮事項
 - (1) 地域、事業への理解度及び貢献度
 - (2) 周辺環境への配慮、公共空間の適正管理
 - (3) 利用者への配慮と安全性
 - (4) 洪水時の施設撤去
- 7 連絡先

※必要に応じて、資料や図面等を添付してください。

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

島 田 市 長
(産業観光部観光課)

住 所 (法人その他の団体にあつては、そ
の主たる事務所の所在地)
申請者 氏 名 (法人その他の団体にあつては、そ
の名称及び代表者の氏名)
電話番号

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、警察署に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を島田市から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (3) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (7) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

以上

(注) 法人および団体の場合は、役員の名氏及び生年月日が明らかとなる資料